



すてっぷだより

第12号

2011年 1月

巻頭言

すてっぷぐんま副代表理事

弁護士 小磯 正康

新しい年を迎えました。昨年は、政治的な混迷が目立ち、円高経済は景気回復の足元をすくい、近隣諸国のきな臭い動きになす術もない日本という感じでした。冷静に考えると、今年も明るい材料は乏しいような気がします。ですが、少し大胆に（いい加減に）気持ちを切り替えて、自分に出来るベターなことをひとつずつ選択して行動してゆけば、きっと明るい道が見えてくるでしょう。

ところで、裁判員裁判が連日のようにマスコミに取り上げられています。注目したいのは、裁判員裁判で死刑判決が3件（12月10日現在）出たことです。その中には少年に対する死刑判決も含まれます。死刑判決を出した裁判員の苦悩が話題になります。

日本でも、長年の間、死刑存廃の議論がなされてきましたが、社会を震撼させたオウム真理教の一連の事件の頃から、死刑廃止の記事や文献を目にすることが少なくなりました。そして、裁判員裁判という国民が直接裁判に加わって出された死刑判決。裁判員が苦悩して出した死刑判決を一般国民は非難することはできません。やがて死刑制度そのものも正当であるとの認識が国民に浸透して行くのでしょうか。

凶悪事件の被害者（遺族も含む）が、極刑を希望するのは当然でしょう。自分の大切な人の命を奪った犯人が、この世に存在したままであることは耐えられないでしょう。ですが、たとえ犯人の命を奪うことができても、失われた人は帰りません。死刑は、



被害者にとって根本的な救済になるのでしょうか。

今の日本で、被害者の悲しみと怒りの力は、時代の流れとなって、様々な制度の新設や改革をもたらしました。2004年に成立した犯罪被害

者等基本法の前文では、私たち国民に、犯罪被害者の声に耳を傾け、犯罪のない、安全で安心して暮らせる社会を造り上げる責務がある旨が宣言されています。私は、ここに強く惹かれます。私たちが、被害者を真に受け入れ、人間関係上も経済的にも被害者の負担を緩和し、被害者とともに生きる、そんな社会ができれば、被害者の感情も随分違ったものになるのではないかと思います。日本でもそのような社会的基盤が整い、「被害者にやさしい社会」になったならば、被害者は、何が何でも犯人の命を奪うことに固執するのでしょうか。

死刑存廃の議論も、まずは「被害者にやさしい社会」と誰もが胸を張れるような日本になってから、じっくり論じてみたいと思います。すてっぷぐんまも、「やさしい」人の集まりであり、「被害者にやさしい社会」ができることを願っている団体です。

すてっぷぐんま関係者及びすてっぷぐんまをご支援いただいている皆様のご活躍と幸多きことをお祈りいたします。



被害者支援シンポジウムを

開催しました

平成22年10月16日（土）、県公社総合ビルにおいて、群馬県、群馬県警察本部との共催で殺人事件被害者遺族の会『宙の会』代表幹事的小林賢二さんをお迎えして、被害者支援シンポジウムを開催しました。

小林さんは1996年9月に、留学を2日後に控えた上智大生の次女順子さんを東京都葛飾区柴又の自宅で殺害され、放火されました。それから未解決のまま公訴時効まであと3年となる時、「時効制度」の廃止に向けて、『宙の会』を発足され、時効撤廃を訴える運動を開始されました。そして平成22年4月に凶悪犯罪の控訴時効の廃止、延長する改正刑事訴訟法が成立、即日施行に至るまでのお話をいただきました。

小林さんが被害に遭われた直後は、まだ犯罪被害

者等基本法も成立しておらず、突然娘さんを失った悲しみに加え、住居も失い、マスコミにも追われ、生活が一変されたそうです。そのとき奥様の多くの友人により、献身的な支援を受けられ、被害直後の支援の重要性を実感されたことを語られました。



後半のパネルディスカッションでは、引き続き小林さんにも加わっていただき、精神科医、弁護士、すてっぷぐんま相談員が『あなたに知ってほしいこと、あなたにできること』をテーマとして、未解決事件の被害者、遺族の支援について討議いただきました。

それぞれの立場から、未解決事件へどう関わられるかを話し合われる中で、支援する際に最優先するのは、被害者遺族の『生活の再建』であります。また、被害者に対して直接きめ細かく長期に亘って支援できるのは、民間被害者支援団体であると感じ、すてっぷぐんまの役割を再確認する講演となりました。



被害者支援ボランティア養成講座を開催しています

開催5年目・計6回目を迎えた「被害者支援ボランティア養成講座」。平成22年度は、2回にわたり受講希望者を募集し、第2回講座が現在開催中です！

○H22年度 第1回講座：H22年7月10日～H22年8月28日（計4日間、3コマ／1日）

○H22年度 第2回講座：H22年12月4日～H23年1月29日（計4日間、3コマ／1日）

支援ボランティアの養成と共に、犯罪被害への理解を深め、被害者支援の輪を広げていくことを目的としています。

犯罪被害者支援の意義や、犯罪被害者の理



解と支援について、また、犯罪被害者等基本法などの法律や制度、といった基本的な内容を中心とした講義を行っています。

警察、臨床心理士、弁護士や行政、他県支援センター等の、関係機関や各分野の専門家を講師に迎え、被害者の実情や支援の実態といったことも、ご講義頂きます。

決して他人事ではない犯罪被害。多くの市民の方々が被害者問題を理解し、社会への啓発や支援への取り組みのきっかけとなれば、と考えています。



2010年度 すてっぷぐんまのその他の活動(12月まで)

広報啓発活動

街頭啓発活動

- 7月9日 前橋七夕祭り
- 7月18日 伊勢崎七夕祭り
- 8月8日 高崎祭り
- 8月22日 ホリデーイン前橋
- 8月28日 ミュージックオブ高崎
- 11月7日 県立女子大学文化祭
- 11月17日 前橋駅前にて



講師派遣

- 7月8日 関東ブロック母子生活支援施設研究協議会
- 7月30日 犯罪被害給付事務担当者会議
- 8月9日 境地区民生児童委員総会
- 9月20日 群馬県人権啓発講座
- 11月5日 藤岡市人権啓発指導者養成講座
- 11月9日 境南中学校 命の大切さを学ぶ教室



部内研修

【直接支援員養成講座（毎月1回）】

講師：社会福祉士、臨床心理士、精神科医師 等

【専門員研修（随時）】

講師：警察本部生活安全課（DV担当者）、群馬県発達障害者支援センター職員、弁護士

11月16日 法テラス、警察、検察庁との合同勉強会

【公開講座】

12月11日 「性犯罪被害に遭うということ」

講師：小林 美佳 氏

【見学・視察】

11月18日 警察本部科学捜査研究所見学

12月5日 被害者支援センターとちぎ自助グループ視察



部外研修

- 6月26日・27日 全国被害者支援ネットワーク 関東甲信越ブロック研修会
- 10月1日 全国被害者支援フォーラム
- 10月2日・3日 全国被害者支援ネットワーク 秋期研修
- 10月6日・20日 群馬県DV支援実務者講座

寄付金の授与

活動資金として多額のご寄付を頂きました。貴重な浄財を誠にありがとうございました。

群馬県生命保険協会様

9月6日 住友生命群馬支社 寄贈式にて 国際ソロプチミスト高崎様

11月17日 高崎ビューホテル チャリティーコンサートにて

すてっぷコンサートを開催して

秋晴れの11月20日（土）、イオンモール高崎において、犯罪被害者週間広報啓発活動として、「犯罪被害者支援すてっぷコンサート」を開催しました。

開演の前には、県警被害者支援室及びすてっぷぐんまスタッフが、啓発グッズや風船を配布し、被害者支援への理解と協力を呼びかけました。

コンサートはクリスマスの飾り付けで華やかなセントラルコートに約250名の人が集まる中で開演されました。小磯副代表による挨拶に続いて、すてっぷぐんま相談員により、被害者の手記が朗読されると、多くの人が共感するようにうなずきながら、熱心に聞き入っていました。

県警音楽隊による演奏が始まると、曲に合わせて体を揺らし、リズムをとりながら、素晴らしい演奏に耳を傾けていました。曲の合間には、指揮者から、被害者支援についての一言が添えられ、心地よい音色と共に観客の皆さんの心の中に、被害者の苦しい思いが伝わり、支援の大切さを実感していただけたことと思います。犯罪被害者支援への理解を深めると共に、すてっぷぐんまの活動を多くの人に知っていただくことができました。



講演会のお知らせ

地方行政として相談窓口の設置や見舞金の支給など、先進的に犯罪被害者支援施策を講じている摂津市で、市の犯罪被害相談員として支援活動に携わっておられる方をお招きし、条例の成立の経緯や実際の支援についてご講演いただきます。ぜひ、ご参加ください。

「摂津市における犯罪被害者支援の取り組み」

講 師：杉浦 徹 氏（摂津市犯罪被害相談員）

■日 時：平成23年 2 月 4 日（金） 午後 3 時～ 5 時

■場 所：群馬県庁舎 2 階ビジターセンター

■定 員：120名

参加ご希望の方は、氏名、住所、電話番号を記入の上、ハガキ、FAX、またはE-mailにてすてっぷぐんま事務局までお申し込みください。

賛助会員募集・寄付金のお願い

被害者支援センターすてっぷぐんまの活動は皆様からの会費や寄付金によって運営しています。皆様の温かいご支援とご協力をお願いいたします。

賛助会員（年会費）	個	人	1口	1,000円
	法人・団体	1口		10,000円
				（1口以上何口でもかまいません）
寄 付 金	金額の多寡を問いません			
振込口座番号	00110-7-466016（郵便局振替）			
口 座 名 称	被害者支援センター すてっぷぐんま			



編集・発行

NPO法人

被害者支援センター すてっぷぐんま

〒371-0025

群馬県前橋市紅雲町1-7-12

住宅公社ビル

TEL/FAX 027-243-9992

<http://www.step-gunma.org>